

傍聴に関する留意事項

鳴門市教育振興計画審議会を傍聴する際は、下記の事項に従って傍聴してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、受付にて氏名等を別紙に記入し、事務局係員の指示に従って会議場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、会場の広さや設備等の制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害する行為をしないでください。
- (4) 会議場における写真撮影、録画、録音等は原則として禁止します。
- (5) 会議場において、喫煙はしないでください。
- (6) 会議場に、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を持ち込んだり、はち巻、腕章等するなど示威的行為はしないでください。
- (7) その他秩序を乱し、又は、会議の支障となる行為はしないでください。

3 その他

- (1) 傍聴者が上記の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議中、会場の秩序が維持できなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。